

八尾市人権教育基本方針

<平成16年4月22日策定>

八尾市教育委員会

国連は、「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である」との考えのもと、1948年に世界人権宣言を採択しました。それ以降、あらゆる差別や人権侵害を全世界からなくすため、国際人権規約をはじめ児童の権利に関する条約等、人権に関する多くの条約を採択し、人権が尊重される社会の実現に取り組んできました。

こうした取り組みの中から、1994年第49回国連総会において、あらゆる人権問題の解決に向けて教育や啓発を推進し、人権という普遍的文化の創造を目ざす「人権教育のための国連10年」が決議されました。

国内では、日本国憲法の保障する基本的人権の確立に向けて、各種の法律や制度の整備を行うとともに、様々な条約を締結するなど国際社会の一員として具体的な取り組みを進めてきました。

しかしながら、我が国固有の人権問題である同和問題は解決へ向けて進んでいるものの、教育や就労の問題、差別意識解消の問題等、依然として課題が残されています。また、児童虐待やいじめ等の子どもの人権に係わる問題、女性、障害者、高齢者、在日外国人に係わる問題等、様々な人権問題が存在しています。今日では、これらの問題に加えて、国際化や情報化社会の進展にともなう人権問題、犯罪被害者やその家族の人権問題等、社会の変化による新たな人権問題が生まれてきています。

すべての人々の人権が尊重され、共生の心あふれるまち「やお」をつ

くるためには、市民一人ひとりが生涯を通じて人権や人権問題について自ら積極的に考え、その解決に向けて行動することが求められています。その基礎となる教育の果たす役割は大きく、生涯にわたる学習機会の充実に努め、人権教育の一層の推進を図る必要があります。

以上の観点に立って、国際人権規約及び児童の権利に関する条約、日本国憲法及び教育基本法並びに大阪府人権尊重の社会づくり条例、八尾市人権尊重の社会づくり条例等の趣旨を踏まえ、八尾市の教育分野において人権教育を推進するための基本方針を次のとおり定めます。

1 豊かな人権感覚を持って行動する民主的な人間の育成を旨として、教育のあらゆる場において人権教育を推進します。

生命の尊さ等の人権尊重の理念や同和問題をはじめとする様々な人権問題に関する正しい理解を深め、自ら考え判断する力を養い、自らの課題として人権問題の解決に取り組む態度を身につけるとともに、社会の構成員としての責任を自覚し、豊かな人権感覚を持って行動する民主的な人間の育成を旨として、教育のあらゆる場において人権教育を推進します。

2 すべての人々の自立、自己実現、豊かな人間関係づくりが図られるよう人権教育を推進します。

人権問題が社会の変化とともに様々な形で新たに発生する可能性のある問題であることを踏まえ、その実態の把握に努めるとともに、すべての人々の自立、自己実現、豊かな人間関係づくりが図られるよう人権教育を推進します。

3 地域社会における人権教育・学習の充実と振興を図ります。

すべての人々が主体的に、様々な学習活動を通して人権及び人権問題の理解と認識を深めるとともに、多様な文化、習慣、価値観等を持つ人々が互いの人権を尊重し、違いを認め合い、自分らしさを保ちながら豊かな社会生活を送ることができるよう、地域社会における人権教育・学習の充実と振興を図ります。

4 実践力を身につけた熱意ある指導者の育成を図ります。

人権教育を推進するため、人権及び人権問題に関する深い認識とそれに基づいた実践力を身につけた熱意ある指導者の育成を図ります。

「八尾市人権教育基本方針」については、今後、国や大阪府、本市における他の計画等の整合性や人権問題をめぐる情勢の変化に対応し、必要に応じて所要の修正・更新を行うものとします。また、本方針の実施に当たっては、教育の主体性を保ち、学校教育と社会教育の連携を図るとともに、関係諸機関及び諸団体とそれぞれの役割を分担しつつ一層連携して推進しなければなりません。